

生活交通確保維持改善計画（平成30年度～平成32年度）【**変更案**】
 （地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）

平成 29 年 8 月 28 日

（名 称） 飯塚市
 （代表者名） 市長 片峯 誠

0. 生活交通確保維持改善計画の名称

「飯塚市生活交通確保維持改善計画」

（ 中略 ）

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用負担者

~~当該地域内フィーダー系統の運行業務は飯塚市から運行事業者へ業務委託をしている。事業者は運行に係る収入と国庫補助金を収受するが、その同額を市へ納付する。市からは委託料（定額）として運行経費等を支払っている。~~
 実質的に、飯塚市から事業者に対しては、運行収入及び国庫補助金を運行経費等から差し引いた差額分を負担することと同等の対応をしている。

本件事業費の負担者及び収受等の流れは次のとおり。

- 飯塚市：運行事業者に対し、運行経費等（定額）を委託料として支払う。
- 事業者：運行に係る収入を収受し、その同額を市へ納付する。
- 飯塚市地域公共交通協議会：国庫補助金（運行経費から算出）を収受し、その同額を市へ納付する。

以上により、飯塚市としての実質的な負担額は、運行経費等（委託料）から運行収入及び国庫補助金を差し引いた額となる。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

~~（有）Shonai 観光、安全タクシー（有）、総合交通（株）、穂波タクシー（株）、（有）幸袋タクシー~~
 飯塚市地域公共交通協議会

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【**活性化法法定協議会を補助対象とする場合のみ**】

~~（該当無し）~~

- ・運行実績報告（日報等）からの運行状況の把握
- ・モニタリング調査（ヒアリング等）

（ 後略 ）